

(独)日本学生支援機構「兵庫国際交流会館」の管理・運營業務に係る契約変更について

平成 23 年 9 月 7 日

独立行政法人日本学生支援機構

1. 国際交流会館について

国際交流会館は、外国人留学生に対して生活及び居住の場を提供することにより、その勉学その他学生生活を支援するとともに、入居学生その他の学生と地域住民等との交流事業等を実施することにより、学生、地域住民等の国際理解の発展、相互交流に資することを目的として、(独)日本学生支援機構が設置及び運営している。

平成22年4月28日に実施された行政刷新会議による事業仕分けにおいて「国際交流会館等留学生寄宿舎等の設置及び運営」については「現在の入居者に配慮した上で廃止が相当」とされたことを踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」こととされた。

そのため、平成24年度以降も引き続き留学生宿舎として活用されるよう、大学等を対象に施設売却についての一般競争入札の公示を行っているところである。

(参考)「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)〈抄〉

(別表)各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省	日本学生支援機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 留学生支援事業	留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。

2. 契約変更の必要性

兵庫国際交流会館の管理・運營業務については平成22年4月から平成25年3月までの3年間の予定で市場化テストを実施しており、日本管財株式会社に業務委託しているが、上記閣議決定にしたがい平成24年3月をもって(独)日本学生支援機構における事業を廃止することになるため、平成25年3月までとなっている兵庫国際交流会館の管理・運營業務委託に係る契約を変更する必要がある。

なお、大阪第二国際交流会館の管理・運營業務については、平成21年4月から平成24年3月までの3年間の予定で市場化テストを実施しており、上記閣議決定にしたがい契約期間満了をもって事業を廃止する。

3. 主な契約変更の概要

【委託期間の終期】平成25年3月31日を平成24年3月31日に変更

(変更前)委託期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

(変更後)委託期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

【契約金額】上記委託期間の短縮に合わせて、132,658,722円を88,439,148円(132,658,722円×2年/3年)に変更

(変更前)契約金額は、132,658,722円(うち消費税及び地方消費税の額は6,317,082円)とする。

(変更後)契約金額は、88,439,148円(うち消費税及び地方消費税の額は4,211,388円)とする。

【契約変更の時期】官民競争入札等監理委員会での了承後速やかに

以 上

公共サービス改革基本方針（抄）

（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）

（別表）

9. 文部科学省

（2）独立行政法人の業務

キ（独）日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務	<ul style="list-style-type: none">○（独）日本学生支援機構の全国 12 か所の国際交流会館のうち、次の内容の民間競争入札により事業を実施している「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 3 年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 （独）日本学生支援機構の「大阪第二国際交流会館」（大阪府）</p>
	<ul style="list-style-type: none">○（独）日本学生支援機構の全国 12 か所の国際交流会館のうち、次の内容の民間競争入札により事業を実施している「兵庫国際交流会館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針について」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）の内容を踏まえた変更を予定している。 <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「兵庫国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 3 年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 （独）日本学生支援機構の「兵庫国際交流会館」（兵庫県）</p>
	<ul style="list-style-type: none">○国際交流会館等の運営等業務について、原則として、平成 24 年 3 月末までに（独）日本学生支援機構の事業としては廃止する。